

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年8月27日 午後4時31分～午後5時56分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

委員長	大田黒 博	委員	中島 由美子
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃

○欠席委員

委員 徳永 武次

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二

○その他の議員

議員 井上 勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎	議会事務局長	田上 正洋
文書法制室長	堀ノ内 孝	議事調査課長	道場 益男
企画政策部長	永田 一廣		

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	主 幹	久米 道秋
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一	議事グループ員	柳 裕子

○審査事件等

- 1 平成27年第4回臨時会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 臨時会における総括質疑、一般質問、代表質問等の取扱いについて
 - 3 臨時会中の常任委員会における所管事務調査について
 - 4 閉会中に審査結果報告を受けた陳情の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）台風で大変なことで、皆さん、それぞれの把握、掌握等でお疲れのところでも、お集りいただきましてありがとうございます。

それでは、これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）それでは皆さん、大変御苦労さまでございます。

台風前に急遽、議運を開いていただいて、台風による状況によってはどういう取扱いをするかという御協議をいただきましたけども、もう御案内のとおり、県下含めて市内も大変な流木、あるいは交通どめ、停電、断水、また当局にもネットワーク機器の不具合等が出たものですから、市長、当局部長、総務部長も入れて、また議運長とも連携を図りながら、協議をさせていただきましたが、最終的に、議員各位にも電話を入れて、状況やらお伺いして、そして市民と向かい合ってる状況から、定例議会を開催するのは非常に厳しいという状況に至りました。

したがって、あんまりないことではありましたが、流会という形になったところであります。

今回、それに伴い臨時議会という形の開会になりますけども、本日は、その臨時会に向けた御協議をしていただく議会運営委員会を開催していただきました。

定例会とは若干異なる部分もございますので、十分確認をしていただきながら、この臨時会を実施、開会していただけたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げて、挨拶といたします。

△平成27年第4回臨時会の会期及び会期日程（案）について及び臨時会における総括質疑、一般質問、代表質問等の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）それではまず、平成27年第4回臨時会の会期及び会期日程（案）について及びこれに関する臨時会における総括質疑、一般質問、代表質問等の取扱いについてを一括議題といたします。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）お疲れさまでございます。

お手元に、本日付で市長のほうから議長宛に臨時会の招集について通知がまいっております。

招集告示がなされております。付議事件をお示しになって9月3日招集ということで、臨時会の招集告示の写しが届いているところでございます。

まず、資料1をごらんいただきたいと思っておりますが、今臨時会の会期と会期日程（案）でございます。

まず、会期につきましては、9月3日から9月30日までの会期の28日間を、今の付議事件に関しまして設けてはというところでございます。

会期の日程についてでございますが、9月3日、本会議におきまして、議案説明を受け、翌日4日から休会となりますが、4日におきましては総括質疑の通告締め切り日としてはと考えております。

本会議につきましては、15日の本会議におきまして総括質疑、翌16日の本会議においても引き続き総括質疑を行い、その後、議案等付託を行ってはいかがと考えます。

17日からは、休会となりますが、17日に地方創生特別委員会、18日に企画経済委員会と建設水道委員会、連休を挟みまして24日に総務文教委員会と市民福祉委員会、25日は委員会の予備日にしてはと考えてます。

そして、30日の本会議におきまして付託事件等審査結果報告をしてはというものでございます。

臨時会に関連いたしまして、開会前の議運でございますが、9月1日に議案等が届けられる関係で、9月1日10時から議運を開催いただき、また9月16日は中日になりますけれども、決算の議案等が出てまいりますので、本会議終了後に議運を開催いただく予定としております。

資料1の会期及び会期日程（案）につきましては、以上でございますが、引き続き資料2の説明に入りたいと思っておりますので、本件につきましては協議会に移していただきまして、説明をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○委員長（大田黒 博）はい、ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時35分休憩

~~~~~

午後4時38分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

○議事調査課長（道場益男）資料3をごらんいただきたいと思います。

臨時会での総括質疑、一般質問、代表質問等の取扱いについて説明させていただきます。

定例会におきましては、現在、上程議案に対する質疑や市政全般に対します質問を「総括質疑並びに一般質問」といたしまして一括で行っておりますけれども、臨時会の場合、この取扱いが異なっております。

具体的には1番になりますけれども、総括質疑と一般質問につきまして、(1)に書いてありますが、臨時会は招集されました特定の事件に限定して審議が行われるものでございます。このため、臨時会で付議事件と関係のない一般質問を行うことは認められておりません。

したがって、臨時会における質疑でございますが、付議事件に関する——今回でいえば議案でございますが、議案に対する——総括質疑のみとなっております。

それから、(2)に書いてございますが、臨時会における緊急質問の取扱いについて説明してございます。

行政実例がこれにつきましてはございまして、臨時会においては、付議事件に関係なくても認められるとされております。そういうことで臨時会において緊急質問はできるわけなんです、これにつきましては、客観的に緊急性があると議会で認められるものに限られるということになりますので、緊急性の認定につきましては、一次的には議員の判断によるものでございますが、本市議会におきましては、通告書を提出いただき、議運の中で、その都度緊急性を判断し、本会議の中で再度上程して緊急性を認定いただいたものについて、緊急質問が行えるという流れとなっております。

それから、2番目の質問方法と通告の関係でございます。これにつきましては、申し合わせに

「総括質疑並びに一般質問」というところがございます、これに準じることでよろしいかどうか御議論いただければと思います。

具体的には、質問時間につきましては、個人質問について、35分という申し合わせがございますが、これにつきましては一般質問の時間を考慮した時間でございますので、今回、この時間で長いのか、短いのか、適当なのかということが論点になろうかと思っております。

また、2点目につきまして、通告の締め切り時間でございますが、下のほうのアンダーラインでございますけれども、個人質問につきましては、定例会初日の翌日と、午後3時までと、なっておりますので、今回も本会議の翌日の3時までということよろしいかどうかというところの御確認をいただければと思います。

裏面でございます。

代表質問について申し合わせの確認をいただきたいと思っております。四角囲みのアンダーラインにありますとおり、代表質問につきましては、3月定例会及び9月定例会で行うとされております。

したがって、臨時会で行うという申し合わせは、現在のところありませんので、申し合わせに従うと臨時会で行わないということになりますけれども、そういうことでよいかということで御確認をいただきたいというものでございます。

一括して説明いたしました、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）まず、自治法の101条、102条についてどのような見解をもっておるかというのが1点。

それから、委員長にお伺いします。その1点と、それと、それを踏まえるとまず総括質疑については、本会議場で当日いつもは議長口述で総括して質問はありませんかというのがあって、あえて総括質疑を設ける必要があるのかどうか。

101条、102条を踏まえると、それが2点目。

それから、それを鑑みると、会期が臨時会にしては長すぎると思っております。付議議案しか審査ができませんので、それを考えるとこういう長時間の期間を利用する必要があるのかどうかということが1点。

以上、3点についてお答え願いたいと思っております。

○議事調査課長（道場益男） 101条につきましては招集の規定、102条につきましては定例会及び臨時会という規定となっているようでございますけれども、101条の関係、102条の関係についてどういう見解でいるかという御質問であったと思いますが、今回につきましては、定例会が流会となっております。その関係で、市長におきまして、議案等の結論を――審議いただきたいということで――次期定例会まで待ついとまがない案件があるということで、今回臨時会を招集されたものと理解をしております。

以上でございます。

○議会事務局長（田上正洋） 会期の件でお尋ねがありましたけれども、幾つか要因がありまして、まず、9月末日までに議決をいただかなければいろいろ支障があるという議案が92件のうち8件程度ございました。

具体的には、指定管理者の指定の関係とか、あと契約議案の関係とかあったんですけど、それで9月30日までには終わらないといけない。

それと、もう一つは、この3日から30日までの間に、どうしても市長も議会の皆様も外せない行事が幾つか入ってきております。14日には、交通安全対策合同会議ということで、これはどうしても外せない会議でございますし、17日には、南九州西回り自動車道阿久根川内道路とか、蘭牟田瀬戸架橋関連の九州地方整備局要望が、もう既にこれは固まっておりますので、国の行事関係で17日はこういったのが外せない、あるいは、休日が連休が5連休というのが19日から23日あります。こういったことと、それから、総括質疑といえども、やはり当局の検討期間が必要ではないかということで、通常は一般質問で5日見ておりますけれども、これを1日は短縮をしてもらって4日確保をいたしております。

それと、常任委員会終了後、委員長報告をつくってもらわないといけないんですけども、これも通常は4日からかけて、事務局と、正副委員長で協議をした上でまとめていただいておりますけれども、こちら1日は短縮はしておりますので、でき得る限りの短縮する努力をしながらつくった案がこの会期案ということでございまして、28日間、これ以上、本当は短縮したかったんですが、それはもう短縮できないという状況でございました。

以上でございます。

○委員長（大田黒 博） 私のほうからですが、流会となりまして、こういう状況になりましたものですから、私もきょう初めて出てまいりました。それぞれちょっと道路の不通になっておったりするところがありまして、流会になった経過は皆さん御存じでしょうけれども。議長が市長と話し合いをしながらこういう会期日程の案になったと思いますけれども、この議運において、流会後の臨時会の進め方において、皆さん方にお諮りしておりますわけですから、それをいい方向で臨時会が進められたらな。

今、川添委員が言われてましたように、それぞれに意見を出していただいて、短縮できるところは進めていただければと思っておりますので、御意見をいただきたいと思っております。

○委員（川添公貴） そのまあ流会になった理由は云々は、もう流会になってしまったんで、そういうことは何も言いたくないんですけど、言わないとして、通常、臨時会っていうのは、議案を付議されて、その議案にのみ審議するのが臨時会であるわけですよ。

それを鑑みると、通常、議案提案の後に、総括的に質問ありませんかという議長の口述があるわけなんですけど、それで済ませることができないのかっていうことが一つ。

それとあえて通告制度をもって、その議案のみをやるとしたときに、薩摩川内市議会は委員会付託、委員会主義をとってるんで、それがふさわしいのかっていうことがあるんですよ。そこ辺をよう考えていくと、この総括質疑及び総括質疑について必要なかどうかっていうことを考えると、その当日も総括質疑はありませんかっていうのはいいんですよ。それで、済まないのかっていうことが一つ。

だから、そこ辺を考えると、それが仮になかったとした場合は、もう上のほうに持ってこれるんで、会期日程をですね。そこをどう考えるかっちゃうことなんですけど。私としては議案の提案があったときに、その総括質疑で済ましてしまうというやり方がいいんじゃないのかなとは思っています。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませんか。  
○委員（川添公貴） 会期が長いとか短いとかっていうんじゃなくて。私は長いと思うんですよ。

臨時会の特性からいくと、考え方からいくと。付議案件だけをやるのが臨時会ですよ。そのときに、付議案件に対して総括して質問するとしたならば、初日に議長口述で言うわけですから、そこで済ませていただくということ。後、委員会、もう1回言いますが、委員会主義なんで、委員会ですっかりともむと。単行議案については、賛成、反対が当然あるかと思うんで、それは審査結果報告を待ってしてやるわけなんで、あえてそこで総括ってということで議案全部について通告してやるのがふさわしいのかどうかですよ。臨時会の特性からいくとですよ。

うちの場合、一般質問と総括質疑が一緒になってるんで、通常は一般質問でくくりでやるんですけど、その形態からいくと、必要なかなって思いますけど。だからその部分が短縮できるし、簡略化した、ぴしゃっとした臨時議会の特性を踏まえた議会運営になるだろうと思ってます。

そういう考えなんですけどね。

○委員長（大田黒 博）ちょっと協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後4時50分休憩
~~~~~  
午後5時14分開議  
~~~~~

○委員長（大田黒 博）本会議に戻します。

まず、第4回臨時会の会期及び会期日程案については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、臨時会における総括質疑、一般質問、代表質問等の取扱いについては、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

○委員（佃 昌樹）ただし、やっぱり、臨時会という、先ほど定例会の振りかわりじゃないかとかいう言い方をしましたけれども、臨時会ということをして代表質問にしても、念頭に置いていただいて、良識ある代表質問になるように…。(「代表質問はないですよ」と呼ぶ者あり)代表質問なかったっけ。総括質疑か。

総括質疑については、そういったスタンスで臨んでいただくように、各会派で調整をきちっとし

ていただくようお願いするしかないかなと。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

○委員（川添公貴）緊急質問の件は…。(「緊急質問まだ後ですよ」と呼ぶ者あり)だから、もう決定っちゃうことだったんで言いませんけど、緊急質問の通告と、それをいつまでするかってのを、後のこの議題に書いてないんで、ここで取扱ったらどうですか。失礼ながら。いつまでに緊急質問。例えば3日に緊急質問をしなきゃいけないもんも、その台風災害等についてはあると思うんで、そこ辺の決めたほうがいいんじゃないですかね。

○委員長（大田黒 博）それでは、緊急質問におけるこの締め切り等をいつにするか、御意見ください。

課長、いつとってましたか。

○議事調査課長（道場益男）ただいま、川添委員のほうから3日の緊急質問の話もされましたけれども。事務局内で想定しておいたのは、臨時会が開会されてから通告書をいただいて、通告の提出を4日の総括質疑の通告締め切りと同じ時間、9月4日の午後3時に緊急質問の締め切りをして、7日の日に議運を開催いただいて、そこで緊急質問について緊急性があるのか、ないのかってことで御審議いただければという案も持っているところでございます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）今、ありました3日に臨時会をしまして、あくる日の4日、午後3時ということでもいいんですっけ。

午後3時の締め切りということですが、緊急質問、よろしいでしょうか。いいですか。

○議長（上野一誠）緊急質問をいつさせるかっていうのも御協議願います。何日の会議ですか。

○委員（川添公貴）だから、15日の第1日程にこれなりますよ。緊急質問ってというのは、第1日程ですから。

○委員長（大田黒 博）今、ありましたように4日の午後3時に締め切って、総括質疑の15日の初日ということでもよろしいでしょうか。

○議事調査課長（道場益男）先議になるかどうか

か、ちょっとそこは調べないとはっきりわかりませんが、緊急質問にとにかくなるのか、ならないのかっていうことを議運で決めていただく中で、数とか、緊急質問に取り上げる件数とか、人数とか、そういったものが出てまいりますので、その時点で、本会議のどの時点で緊急質問を取り上げるかっていうようなのは、次の議運の中で御議論いただければありがたいと思います。

それと、その中で緊急質問の時間とか、質問の時間ですよね——例えば、前回、緊急質問があったときには、10分とかっていうようなのを議運の中で決めていただきましたけれども。緊急質問の時間を何分にするのかとか——そういったのは次の議運の中で御協議いただければと考えます。

それまでに、一番最初に本会議の中で取り上げないといけないかどうかというようなのは、ちょっとそのとき説明をさせていただければありがたいと思っております。

○委員長（大田黒 博） 今、説明がありましたように、4日の3時に締め切った後、議長がそれぞれ判断。そして諮問していただいて、7日以降、議運を開いていただいてそこで緊急性の確認をしていただくということで、そのときにまた皆さん方から御意見をいただくということで、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶものあり]

○委員長（大田黒 博） そういうふうにさせていただきます。

ほかにございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 以上で、第4回臨時会の会期及び会期日程（案）について及び臨時会における総括質疑、一般質問、代表質問等の取扱いについてを終わります。

△臨時会中の常任委員会における所管事務調査について

○委員長（大田黒 博） 次に、臨時会中の常任委員会における所管事務調査についてを議題いたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） 資料4をごらんいただきたいと思います。

今臨時会中の常任委員会の所管事務調査の取扱いについてでございますけれども、定例会中の各

常任委員会におきましては、付託議案等々合わせまして所管事務調査を行っているところでございますけれども、これまでの臨時会におきましては、所管事務調査を行った例はございません。

ただ、今回の臨時会が異例であったというようなことも踏まえまして、今回の取扱いについてどうすべきかということで御協議いただきたいというものでございます。

参考で、四角に困っております内容でございますが、議会運営の実際という書物から引用したものですけれども、臨時会は告示事件とか、至急を認定した事件を中心に活動するものであるわけなんですけれども、招集告示がされれば委員会も活動の能力を有しますので、定例会、臨時会の区別なく、所管事務調査を行うことができるというような見解も示されておりますので、それらを踏まえまして、今臨時会での所管事務調査の取扱いというものにつきまして御協議いただきたいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

定例会と同様にできるということです。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、臨時会中の常任委員会における所管事務調査については、定例会と同様に実施することで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、臨時会中の常任委員会における所管事務調査についてを終わります。

△閉会中に審査結果報告を受けた陳情の取扱いについて

○委員長（大田黒 博） 次に、閉会中に審査結果報告を受けた陳情の取扱いについてを議題いたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） 資料5でございます。

閉会中に審査結果を受けておりますのが、陳情

第8号と陳情第10号についてでございます。

閉会中でありました7月に市民福祉委員会のほうにおいて、採決が行われまして委員会のほうから議長のほうへ審査結果報告をされております。

内容につきましては、不採択とすべきものということでございます。

これらの2件につきましては、冒頭、御確認いただきました招集告示において付議事件として告示がされておられませんことから、本会議審議とするために追加告示を市長においてしていただく必要がございます。

したがって、そういうことで議運を経まして市長のほうにその招集告示の追加について依頼をする予定でございます。

それから、もう1点でございます。

論点の2点目でございますけれども、これら2件の陳情に関わります討論通告につきましては、第3回定例会の開会前に井上議員から賛成討論の通告を受けております。しかしながら、この定例会が流会となりましたことから、今回第4回の臨時会に際しまして、改めて討論、通告を提出する必要があるかどうかについて御協議いただきたいというものでございます。

厳密な話でいくと、会が違うから出し直していただくということにもなろうかと思っておりますけれども、議運のほうで中身が一緒なんだからということで、もういいんじゃないのというようなことであれば、そのような対応もできるのかなと思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（大田黒 博）説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、閉会中の審査結果報告を受けた陳情の取扱いについては、追加告示に説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、討論通告については、再度提出していただくということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、閉会中の審査結果報告を受けた陳情の取扱いについてを終わります。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後5時25分休憩

~~~~~

午後5時55分開議

~~~~~

△閉 会

○委員長（大田黒 博）議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博